

【記載例】 個人の場合

(様式第 1-1 号 甲号)

農地法第 3 条の規定による許可申請書

年 月 日

東広島市 農業委員会会長 様

譲受人等住所（又は主たる事務所の所在地）

東広島市〇〇町〇〇〇〇番地

(連絡先：電話番号 082-420-0972 )

職業（又は主たる業務） 農業 年齢〇〇歳

氏名（又は名称及び代表者名）

東広島 次郎

国籍 日本 在留資格又は特別永住者

譲渡人等住所（又は主たる事務所の所在地）

東広島市〇〇町〇〇〇〇番地

(連絡先：電話番号 082-423-5451 )

職業（又は主たる業務） 農業 年齢〇〇歳

氏名（又は名称及び代表者名）

西条 一郎

または「賃借権」を「設定」など

農地（採草放牧地）の（に）「 所有権 」を「 移転 」したいので、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定により、次のとおり許可を申請します。

1 許可を受けようとする土地の状況等

東広島市

土地の所在	地番	地目		面積 (㎡)	所有者氏名 (名称)	耕作者		備考
		登記簿	現況			氏名 (名称)	利用 権原	
〇〇町〇〇字〇〇	1206	田	田	1,000	西条 一郎	西条 一郎	所有権	
〇〇町〇〇字〇〇	1207	田	田	850	西条 一郎	西条 一郎	所有権	
〇〇町〇〇字〇〇	1208	畑	畑	250	西条 一郎	西条 一郎	所有権	
以下余白								
計	2,100 ㎡	田 2 筆	1,850 ㎡、畑 1 筆	250 ㎡	採草放牧地	筆	㎡	

2 土地の引渡し時期

〇〇年〇〇月〇〇日 または 「許可後」等

(様式第1-1号 乙号)

3 権利を設定し、又は移転しようとする事由の詳細

譲渡理由：「高齢で耕作困難となり、農業後継者もないため」  
「遠方に居住しており耕作が困難であるため」 等

譲受理由：「経営規模を拡大するため」  
「既存経営地の隣で耕作が便利のため」 等

4 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容（権利の内容欄は、該当箇所に○をすること。）

申請に係る権利の内容	所有権移転 賃借権設定 使用貸借による権利の設定 その他（ ）		
権利の設定又は移転の時期	〇〇年〇〇月〇〇日または許可後	権利の存続期間	永久または〇年間
売買価格又は賃借料	500,000 円		

5 権利を設定し、又は移転しようとする当事者及びその世帯員等が現に所有し、又は使用収益権を有する農地及び採草放牧地の面積並びにこれらの者が権原に基づき現に耕作又は養畜の事業に供している農地及び採草放牧地の面積

当事者の耕作地等の状況	譲受人等							譲渡人等			
	所有地			所有地以外の土地			経営地	自作地	借入地	貸付地	非耕作地
	自作地 ① (㎡)	貸付地 ② (㎡)	非耕作地 ③ (㎡)	借入地 ④ (㎡)	貸付地 ⑤ (㎡)	非耕作地 ⑥ (㎡)	①+④ (㎡)	⑦ (㎡)	⑧ (㎡)	⑨ (㎡)	⑩ (㎡)
田	3,000			2,000			5,000	1,850			
畑	500						500	250			
樹園地											
計	3,500			2,000			5,500	2,100			
採草放牧地											

非耕作地の状況

土地の所在	地番	所有・借入の別	地目		面積 (㎡)	状況・理由
			登記簿	現況		

6 作付（予定）作物、作物別の作付面積

	田	畑			樹園地	採草放牧地	必要な農作業期間
作付（予定）作物	水稻	ねぎ	大根				3月～12月 または年間250日
権利取得後面積	6,850 ㎡	250 ㎡	500 ㎡	㎡	㎡	㎡	

7 権利を取得しようとする者及びその世帯員（構成員）等の農業従事者の状況及び雇用労働力に対する依存の状況（法人にあっては、その法人の農業経営に係る労働力の状況）

	氏名	年齢	続柄	職業	農作業経験(年/日数)	農作業従事日数	備考
本人・世帯員(構成員)	東広島 次郎	45	本人	農業	農作業歴 20年	300日	
	花子	42	妻	会社員	農作業歴 2年	100日	
	太郎	72	父	農業	農作業歴 50年	100日	
常雇							
農作業委託・季節雇・臨時雇	年間延べ 人						
農作業に従事する者の住所地・拠点となる場所等から権利を設定又は移転しようとする土地までの平均距離又は時間						自宅から徒歩5分または 〇km	

8 権利を取得しようとする者及びその世帯員等の農機具並びに家畜の保有状況 ※リースによるものは（ ）書き

種類	大農機具							家畜	
	トラクター	耕うん機	田植機	乾燥機	コンバイン	軽トラック	草刈機		
確保済数量	(1)	1	1	1	1	1	3		
導入予定数量		1							
導入のための資金繰り：自己資金									

9 信託契約の内容（農地法第3条第2項第3号関係）

信託の引受けによる権利の取得： 有 /  無

10 転貸が認められる場合への該当の有無（農地法第3条第2項第5号関係）

転貸による権利の取得： 有 /  無

11 周辺地域との関係（農地法第3条第2項第6号関係）

権利を取得しようとする者又はその世帯員等がその取得後において行う耕作又は養畜の事業の内容並びにその農地又は採草放牧地の位置及び規模からみて、周辺の地域における農地又は採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に及ぼす影響

周辺の経営体の農地の集積の取組みへの影響はありません。また、農薬については、防除基準に従って行います。

12 その他参考となるべき事項

この申請に関する照会に回答する者の連絡先住所、氏名及び電話番号

住 所	〒	氏 名	
電話番号	( ) -	自宅 / 勤務先 (名称	)

(注) 1 「自宅/勤務先」は、いずれかに○をすること。

2 照会に回答する者が法人の場合は、「氏名」に担当者名、「名称」に法人の名称を記入すること。

(様式第1-1号 甲号)

★申請部数

様式第1-1号(甲号、乙号)正本1部、併せて指令書用に、甲号のみ2部。

農地法施行規則第10条第1項ただし書の規定による単独申請の場合は、指令書用の甲号は1部でよい。

譲受人等又は譲渡人等が複数いる場合は、指令書用の甲号は当事者の数だけ提出する。

★記載注意

○ 譲受人等の「国籍等」及び「在留資格又は特別永住者」は、所有権移転の場合にのみ記載する。

国籍等は、住民基本台帳法第30条の45に規定する国籍等(日本国籍の場合は、「日本」)を記載する(農地所有適格法人以外の法人への例外的な所有権移転の場合は記載不要)。

外国人については、中長期在留者(出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する中長期在留者。3月以内、又は短期滞在の在留資格が決定された者等以外の者)の場合は在留資格を、特別永住者(日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者)の場合はその旨を併せて記載する。

法人にあつては、その設立に当たって準拠した法令を制定した国(内国法人の場合は、「日本」)を記載する。

○ 当事者(譲受人等及び譲渡人等)が連署する。例外として単独申請できるのは次の場合。

(1) 競売、公売、遺贈その他の単独行為

(2) 確定判決、裁判上の和解又は請求の認諾、民事調停成立、家事審判の確定又は調停成立

○ 譲受人等、譲渡人等が複数いてこの欄に記載できない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙で添付する。

この別紙は甲号の一部となるため、必要部数は甲号の部数と同じ。

譲受人等が複数の場合は、持分を記載すること。

○ 登記上の所有者が死亡している場合は、原則として申請前に相続登記を行い、譲渡人と登記上の所有者を一致させること。申請時まで登記することができない場合は、申請者が真正な権利者であることを証する書面(戸籍、除籍、原戸籍の謄本及び遺産分割協議書、相続放棄申述受理証明書等)を添付する。なお、戸籍、除籍、原戸籍の謄本については、法務局(登記官)が認証した法定相続情報一覧図の写しで代えることができる。

また、住所等が登記簿の記載と異なるときは、戸籍の附票又は住民票の写し等((登記上の住所から現住所までの変遷のわかるもの)を添付する。

○ 未成年者の場合は、未成年者の氏名の下に親権者名を記載し、親権者であることを証する書面(戸籍謄本等)を添付する。

○ 代理人が申請する場合は、代理権限を証する委任状(委任事項を特定したもの)及び、必要に応じて、譲受人等が申請に係る事業を行う旨の確認書を添付する。

○ 例)「所有権」を「移転」、「賃借権」を「設定」、「使用貸借による権利」を「設定」等

1 「面積(m<sup>2</sup>)」は登記簿の面積を記入する。

「備考」は、次の場合記載する。

登記上の所有者と現在の所有者が異なる場合、登記上の所有者を記載する。

2 「土地の引渡しの時期」は実際の予定日又は「許可後」、「許可後○日後」等

★記載注意

3 事由の記載例は次のとおり。

譲渡（賃貸）事由例：後継者が会社勤めをしており労力不足により耕作困難なため、自宅から遠距離で耕作困難なため、後継者へ生前一括贈与するため 等

譲受（賃借）事由例：経営規模を拡大し水稻を耕作するため、既存経営地の隣接地であり耕作に便利なため、贈与を受け経営するため 等

次の場合は、その旨及び事業内容等を記載する。

- (1) 民法第269条の2第1項の地上権又はこれと性格を同一にするその他の権利（以下「区分地上権等」という。）を取得する場合当該事業又は施設に関する計画の概要。
  - (2) 農業協同組合が農業経営の受託に伴い農地等の権利を取得する場合その農地等に係る受託農業経営事業の内容。
  - (3) 農地法施行令第2条第1項各号に掲げる事由に該当して農地等の権利を取得する場合当該事業又は施設を必要とする理由及び当該事業又は施設に関する計画の概要。
- 4 「権利を設定又は移転の時期」は、実際の予定日のほか「許可後」、「許可後○日後」など。  
水田裏作を目的とするための権利の設定の場合は、水田裏作として耕作する期間の始期及び終期並びに当該水田の表作及び裏作の作付けに係る事業の概要を別紙にて記載する。
- 5 「自作地」、「貸付地」及び「借入地」には、現に耕作又は養畜の事業に供しているものを記載する。  
なお⑤は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する土地。  
「非耕作地」③、⑥、⑩は、不耕作地等その所有者及びその世帯員等により現に耕作又は養畜の事業に供されていないものを記載する。  
「譲渡人等」については農業委員会が必要と認めた場合に記載する。  
「非耕作地」③、⑥に記載したものについて、その状況・理由として、自らの耕作又は養畜の事業に供することができない旨を詳細に記載する。  
例)「～であることから条件不利地である」、「賃借人〇〇が体調不良のため休耕している」、「～のため〇年間休耕中である」等  
「所有・借入の別」は所有地又は借入地に○印を記入する。
- 7 世帯員等とは、住居及び生計を一にする親族並びに当該親族の行う耕作又は養畜の事業に従事するその他の2親等内の親族をいう。  
「農作業経験」は農作業歴〇年、農業技術修学歴〇年等を記載する。  
「備考」は、農作業に常時従事する期間（その期間必要な農作業（耕うん、播種、施肥、刈取り等）にいつでも従事できる状態にあること）を、「〇月～〇月」と記載する。  
「農作業従事日数」は、新規就農者の場合、農地の権利取得後に見込む日数を記載する。
- 8 現に使用しているものについて記載する。  
大農機具とは、トラクター、耕運機、自走式の田植機、コンバイン等を指す。  
家畜とは、牛、豚、鶏等を指す。  
リースによるものは（ ）書きとする。  
導入予定のものについては自己資金、金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なものに限る）等資金繰りについて記載する。
- 9 信託の引受該当が有の場合は、様式1-13号整理簿に記載して整理する。
- 10 転貸による権利の取得が有の場合は、別紙1の2を記載して添付する。
- 11 既に地域で行われている集落営農や担い手への農地集積等の取組、水利調整、農薬の使用方法、集落が一体的に生産に取り組んでいる特定の品目に係る共同防除等の営農活動への影響や、賃貸借の場合、地域の実勢の借賃に比べて極端に高額な借賃でないか等の事情の有無を記載する。
- 12 区分地上権等が設定される場合、当該事業又は施設の設置によって生ずる当該土地及び付近の農地、採草放牧地、作物等の被害の防除施設の概要と関係権利者との調整状況を記載する。  
（「5」から「11」までの記載は必要としない。）

※各項目共通・記載欄が不足する場合は、「別紙のとおり」と記載して別紙で添付する。